



住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～ 住居確保給付金のご案内 ～

令和5年4月版

～ もくじ ～

1. 住居確保給付金とは	1ページ
2. 住居確保給付金を受けるための要件	2ページ
3. 住居確保給付金の手続きに必要なもの	4ページ
4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ	5ページ
(1) 住居を喪失している方の場合	5ページ
(2) 住居を喪失するおそれのある方の場合	7ページ
5. 住居確保給付金受給中の求職活動等	9ページ
6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合	10ページ
7. 住居確保給付金支給額を変更する場合	10ページ
8. 住居確保給付金の支給を中断・再開する場合	10ページ
9. 住居確保給付金を中止する場合	10ページ
10. 住居確保給付金を返還していただく場合	11ページ
11. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合	11ページ
12. 住居確保給付金の再支給について	11ページ
○ 貸付制度のご案内	13ページ
○ ご相談・お問い合わせ先	14ページ

1. 住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

- 支給額：下記の金額を上限として、次の①、②の場合に応じた額を支給します。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	39,000円
複数世帯（2人）	47,000円
// （3～5人）	51,000円
// （6人）	55,000円
// （7人）	61,000円

①世帯の収入状況が基準額以下の場合、家賃額※

②世帯の収入状況が基準額（2ページ④）を超える場合は、次の計算式により算出される金額

【支給額 = 家賃額※ - (月の世帯収入額 - 基準額)】

※賃貸借契約書に記載された実際の家賃額（共益費・管理費等は含まれません）。

★次のことに注意してください

- 住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）は、上表記載額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。
- 住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）は、ご契約中の家賃金額が、上表の記載額を超えている場合、超えた金額は、自己負担となります。

- 支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長、再延長が可能）

- 支給方法：大家・貸主等の口座へ直接振り込みます。（代理納付）
※クレジットカード等により、賃料を支払う契約になっている場合は、ご相談ください。

- 支給日：支給対象月分を、前月の25日に支給します。（条件により、支給対象月分を当月に支給する場合があります。）
※支給日当日が、土・日・祝日の場合は支給日が前後します。

★ただし、初回支給分は手続きの関係上、遅れて支給される場合があります。

2. 住居確保給付金を受けるための要件

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方（イ、ロについてはいずれかに該当）が対象となります。

- ① イ) 離職等 又は、ロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失のおそれがあること。
- ② イ) の場合：申請日において、離職等の日から2年以内であること。
ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、最長4年とする。
- ロ) の場合：就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ イ) の場合：離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
※離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。
- ロ) の場合：申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること（算定する収入は、収入・資産要件早見表（3ページ）を参照）。

世帯人数	基準額	+	家賃額（上限）※	=	収入基準額
1人	84,000円		39,000円		
2人	130,000円		47,000円		
3人	172,000円		51,000円		
4人	214,000円		51,000円		
5人	255,000円		51,000円		
6人	297,000円		55,000円		
7人	334,000円		61,000円		

※家賃額は、上限額または実際の家賃額の低い方を適用する。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産の上限額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上の世帯	1,000,000円

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、上記②ロ) に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると認められる場合は、申請日の属する月から起算して3月間（最大6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる場合がある（9ページの「5.住居確保給付金受給中の求職活動等」参照）。

※住居確保給付金における常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

※生活保護、中国残留邦人等支援給付 など。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

【参考】収入・資産要件早見表

【収入要件】

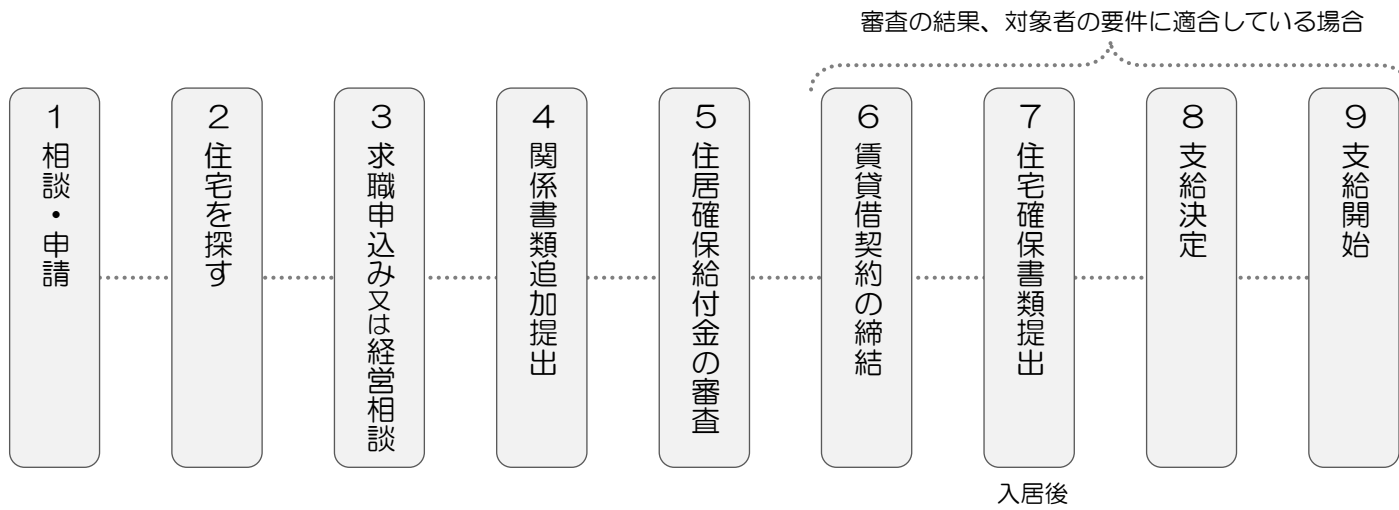
算定対象	算定対象外
<ul style="list-style-type: none"> ○税引前の稼得収入 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） ・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 家賃収入 ○税引前の収入全般 <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・仕送り（同居配偶者等以外） ・養育費（右記以外） ・婚姻費用分担金 ・慰謝料（継続的なもの） ・障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） ・健康保険傷病手当金 ・ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の目的のために支給される手当・給付 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） ○職業訓練受講給付金 ○各種保険金の受取等 <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金 等 ○一時的な収入 <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付、休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） ○雇用継続給付（高齢・育児・介護） ○原則22歳以下かつ就学中の子の収入 ○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

算定対象	算定対象外
<ul style="list-style-type: none"> ○現金 ○預貯金、財形貯蓄 ○債券、国債 ○株式、出資金 ○投資信託 ○暗号資産 	<ul style="list-style-type: none"> ○生命保険 個人年金保険（養老保険）、学資保険

4. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ

(1) 住居を喪失している方の場合



1. 相談・申請

◆必要書類を添えて、申請書を市民生活応援窓口へ提出します。

- ・申請書等が受理されますと、次の用紙をお渡しします。

「申請書」の写し

「入居予定住宅に関する状況通知書」

→不動産媒介業者等提示用

- ・上記のほか、自立相談支援事業（支援プラン）の利用申し込みが別途必要となります。

※住居確保給付金の支給開始までの生活費でお困りの方で、臨時特例つなぎ資金の利用を希望される場合は、泉大津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

2. 入居予定住宅の確保

◆泉大津市内で賃貸住宅を探す。

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」へ必要事項を記載してもらってください。

※住居確保給付金の支給上限額以内（1ページ参照）の家賃（共益費・管理費等は含みません）の住宅に限りますので、注意してください。

3. 求職申込み又は経営相談

- ・常用就職に向けた求職活動をする方

ハローワークで求職登録して「求職番号」を取得してください。又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口へ求職申し込みを行ってください。

- ・自立に向けた活動する方（自営業のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ相談申し込みを行う。

4. 住居確保給付金の追加書類の提出

- ◆上記2で記入してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」を市民生活応援窓口へ提出してください

◆前記3で得た求職番号または、経営相談先名称を申請時確認書裏面へ記載してください。

5. 住居確保給付金の審査

◆住居確保給付金の申請に必要な書類がすべて提出された段階で対象者要件に適合しているかの審査を行います。※理由の如何に関わらずご提出いただいた書類は返却できません。

・受給資格ありと判断された場合

「住居確保給付金支給対象者証明書」及び「住宅確保報告書」をお渡しします。

・受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

この場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6. 賃貸借契約の締結

◆「入居予定住宅に関する状況通知書」に記入してもらった不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

※敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方で、泉大津市社会福祉協議会で受け付けている総合支援資金（住宅入居費）を利用される場合は、「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。貸付けの審査の結果、不承認となった場合は、住宅の初期費用が賄えないため、住居確保給付金の申請は取り下げていただくことになります。

7. 住宅確保書類の提出（入居後）

◆住宅に入居されてから7日以内に、次の書類を市民生活応援窓口に提出してください。

（入居後すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。）

・「住宅確保報告書」

・「賃貸借契約書」の写し

・新住所における住民票の写し

※提出がない場合、住居確保給付金は支給されません。

8. 支給決定

◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。

・常用就職に向けた求職活動をする方

「住居確保給付金支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「職業相談確認票」

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」

} 住居確保給付金受給中における求職活動時に
必要です。

「常用就職届」⇒常用就職した際に提出してください。

・自立に向けた活動する方（自営業のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

「住居確保給付金支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」⇒経営相談先に相談のうえ、作成してください。

「自立に向けた活動状況報告書」

◆不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市民生活応援窓口

から送付します。

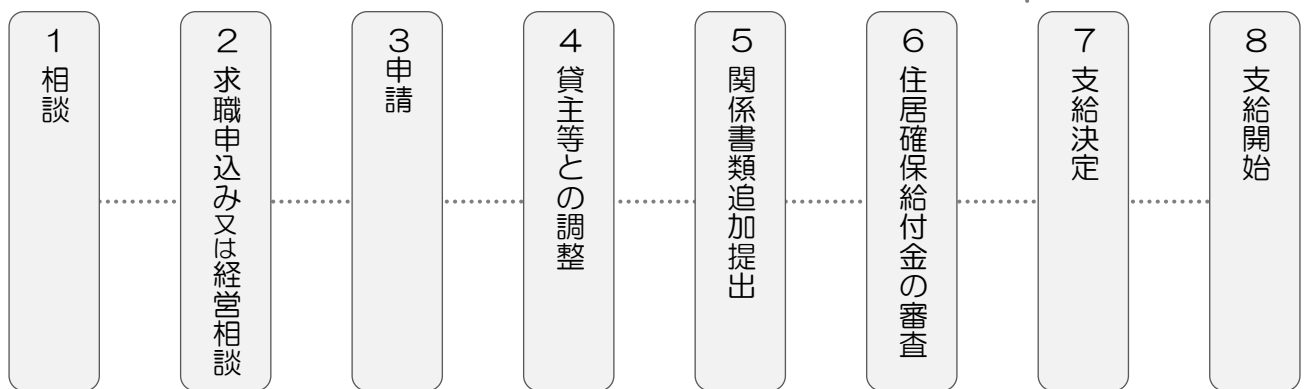
※総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを泉大津市社会福祉協議会にも提出してください。

※住居確保給付金受給期間中に生活費でお困りの方で、総合支援資金（生活支援費）の利用を希望される場合は、泉大津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

(2) 住居を喪失するおそれのある方の場合

※住宅を喪失するおそれのある方とは、現在賃貸住宅でお住まいの方で、今後家賃の支払いが困難であると認められる方です。

審査の結果、対象者の要件に適合している場合



1. 相談

◆市民生活応援窓口にて、支給申請に必要な書類を交付します。

2. 求職申込み又は経営相談

- 常用就職に向けた求職活動をする方
ハローワークで求職登録して「求職番号」を取得してください。又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口へ求職申し込みを行ってください。
- 自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）
経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ相談申し込みを行う。

3. 申請

◆必要書類を添えて、申請書を市民生活応援窓口に提出します。

- 申請が受理されると、次の用紙をお渡しします。

「申請書」の写し

「入居住宅に関する状況通知書」

→不動産媒介業者等提示用

- 上記のほか、自立相談支援事業（支援プラン）の利用申し込みが別途必要となります。

4. 入居住宅の貸主又は不動産媒介業者等との調整

◆不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載してもらってください。

5. 住居確保給付金の追加書類の提出

- ◆前記4で記入してもらった「入居住宅に関する状況通知書」を市民生活応援窓口に提出してください。

6. 住居確保給付金の審査

- ◆住居確保給付金の申請に必要な書類がすべて提出された段階で対象者要件に適合しているかの審査を行います。※理由の如何に関わらずご提出いただいた書類は返却できません。

- 受給資格ありと判断された場合

下記、7. 支給決定により「住居確保給付金支給決定通知書」等を交付します。

- 受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

この場合は、不動産媒介業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示し、住居確保給付金を受給できない旨を連絡してください。

7. 支給決定

- ◆支給が認められた方には、次の書類をお渡しします。

- 常用就職に向けた求職活動をする方

「住居確保給付金支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「職業相談確認票」

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」

} 住居確保給付金受給中における求職活動時に
必要です。

「常用就職届」⇒常用就職した際に提出してください。

- 自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

「住居確保給付金支給決定通知書」⇒ご本人が保管しておいてください。

「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」⇒経営相談先に相談のうえ、作成してください。

「自立に向けた活動状況報告書」

- ◆不動産媒介業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市民生活応援窓口から送付します。

※総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを泉大津市社会福祉協議会へ提出してください。

※住居確保給付金受給期間中に生活費でお困りの方で、総合支援資金（生活支援費）の利用を希望される場合は、泉大津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

5. 住居確保給付金受給中の求職活動等

住居確保給付金の支給が決定されますと、「ハローワークの利用、市民生活応援窓口の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

具体的には、次のとおりです。受給者の義務ですので、必ず行ってください。

これを怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1. 常用就職に向けた求職活動をする方

A 毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談を受けていただく必要があります。

活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票」をハローワーク等に持参して、記入押印をしてもらってください。

B 週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」により報告していただきます。

ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。求人票や求人情報誌の該当部分を報告書とともにご持参ください。

C 月4回以上、市民生活応援窓口の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。

面接時には、「職業相談確認票」を持参し、ハローワーク等における職業相談状況を報告していただくとともに、その他の求職活動等の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」により報告していただきます。

やむを得ない休業等による者は、収入状況の報告を行ってください。（帳簿・通帳等の確認資料のコピーも合わせて提出してください。）

2. 自立に向けた活動する方（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

A 月1回以上、経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）での経営相談を受けてください。

B 経営相談先からの助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、月に1回以上、計画に基づく取組を行ってください。

上記A、Bの活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を作成してください。

C 月4回以上、市民生活応援窓口の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。

「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。また、収入状況の報告を行ってください。（帳簿・通帳等の確認資料のコピーも合わせて提出してください。）

※支給期間を再延長した場合は、「1. 常用就職に向けた求職活動をする方」の活動に切り替えていただきます。

上記のほか、支援プランを策定しますので、受給者の状況に応じて公共職業安定所の「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を受けていただく場合があります。

6. 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金の支給決定後、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）をされた場合は、「常用就職届」および雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）を市民生活応援窓口へ提出していただく必要があります。

その際には、就労収入額が確認できる書類についても、「常用就職届」を提出した月以降、毎月提出していただきます。

常用就職により、住居確保給付金が支給中止となる収入基準額（2ページ④）を超える就労収入が得られた場合、その収入が得られた月から支給を中止します。

7. 住居確保給付金支給額を変更する場合

次の場合に限り、支給額の変更が可能となります。

- ◆住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ◆申請時に収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に世帯収入が基準額（2ページ④）以下に減少した場合
- ◆受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、市民生活応援窓口の指導により本市内での転居が適当である場合

※市民生活応援窓口に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、市民生活応援窓口へお越しください。

8. 住居確保給付金の支給を中断・再開する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中断しますので、市民生活応援窓口に申し出てください。

- ◆疾病、負傷、育児等により求職活動を行うことが困難となった場合

中断期間中は、原則として毎月1回、体調及び生活状況について報告をいただきます。なお、心身の回復後に求職活動を再開する場合は、住居確保給付金の支給再開が可能です。支給再開には手続きが必要となります。

9. 住居確保給付金を中止する場合

次の場合、住居確保給付金の支給を中止しますので、市民生活応援窓口に申し出てください。

- ◆住居確保給付金受給中の求職活動等（9ページ参照）を怠った場合、支給を中止します。
- ◆市民生活応援窓口が策定したプランに従わない場合、支給を中止します。
- ◆受給中に常用就職又は、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆受給中に常用就職した後、常用就職及び就労収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。

- ◆受給者が住宅を退去した場合（大家等からの要請の場合や市民生活応援窓口の指導による場合を除く）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者又は受給者同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆受給者が生活保護費を受給した場合は、社会福祉事務所と調整の上、支給を中止します。
- ◆受給中断の決定日から2年を経過した場合は支給を中止します。
- ◆受給中断期間中に毎月1回の面談等による報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

10. 住居確保給付金を返還していただく場合

住居確保給付金を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収するとともに、以降の住居確保給付金も中止します。

11. 住居確保給付金の支給期間を延長する場合

住居確保給付金受給中の求職活動等（9ページ）を、誠実かつ熱心に行っている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。

延長申請時には改めて、支給要件（2ページ）審査を受けていただく必要があります（2ページ②イは除く）。

住居確保給付金の受給期間の延長を希望される場合は、受給期間の最終月に市民生活応援窓口での申請が必要です。

※再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において、住居確保給付金受給中の求職活動等（9ページ）にある「1. 常用就職に向けた求職活動をする方」に記載している活動を行うこととします。

12. 住居確保給付金の再支給について

◆住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、住居確保給付金の受給終了後に、以下の要件にすべて該当すれば再度支給を受けることができます。

①新たに会社の都合で解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除きます。※1）になった場合や、会社の倒産した場合、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）の場合。

又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

②常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに①に該当する者。

③従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過していること。

※1 あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

◆令和 6 年 3 月 31 日申請までの特例措置

住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、支給が終了した月の翌月から起算して1年の経過を待たずに、再度支給を受けることができます。

貸付制度のご案内

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、泉大津市社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
 - 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月（最長1年間）
 - 3) 一時生活再建費：60万円以内
- ◆貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、泉大津市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
（10万円以内）

- ◆貸付利子：無利子、連帯保証人不要

貸付には審査があります。審査により、償還の見込みが困難と判断される場合は、ご利用いただけない（または貸付額を減額する）場合があります。
詳しくは泉大津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

【ご相談・お問い合わせ先】

市民生活応援窓口（自立相談支援機関）

住 所：〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

電話番号：0725-33-9254（直通）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）の
午前8時45分～午後5時15分

〔受託者：社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会〕